

平成20年度第4回 国土交通省大臣官房官庁営繕部入札監視委員会
議事概要

開催日及び場所	平成21年3月26日(木)中央合同庁舎第2号館官庁営繕部会議室															
委員	委員長 沖塩 荘一郎 (東京理科大学名誉教授) 委員長代理 神田 良 (明治学院大学経済学部教授) 委員 石野 秀世 (独立行政法人産業技術総合研究所監事) 廣田 達人 (信州大学経済学部准教授) 深尾 精一 (首都大学東京都市環境学部教授)															
抽出案件		(備考)														
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">工事 [小計]</td> <td style="text-align: center;">2 件</td> </tr> <tr> <td> 一般競争</td> <td style="text-align: center;">1 件</td> </tr> <tr> <td> 工事希望型競争</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td> 指名競争(工事希望型競争以外)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td> 随意契約</td> <td style="text-align: center;">1 件</td> </tr> <tr> <td>コンサルタント業務</td> <td style="text-align: center;">5 件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">7 件</td> </tr> </table>	工事 [小計]	2 件	一般競争	1 件	工事希望型競争	—	指名競争(工事希望型競争以外)	—	随意契約	1 件	コンサルタント業務	5 件	合計	7 件	
工事 [小計]	2 件															
一般競争	1 件															
工事希望型競争	—															
指名競争(工事希望型競争以外)	—															
随意契約	1 件															
コンサルタント業務	5 件															
合計	7 件															
	意見・質問	回 答														
委員からの意見・質問、それに対する事務局の回答等	別紙のとおり	別紙のとおり														
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし															

委 員	国 土 交 通 省
<p><u>官庁営繕部工事及び建設コンサルタント業務等の発注状況について</u></p> <p>(意見なし)</p> <p><u>指名停止等の運用状況について</u></p> <p>(意見なし)</p> <p><u>抽出案件の審議</u></p> <p>①中央合同庁舎第1号館北別館耐震改修(08)機械設備その他工事(一般競争入札：政府調達に関する協定適用対象工事以外のもの)</p> <p>○落札者は、当該建物の元施工業者か。 ○庁舎を使用したまま免震化工事を行っているのか。 ○契約工期に対して実際に工事を行う期間は短くなると思うが。</p> <p>○長期間の工事になると応札者にしてみると、工事を受注しにくい要因になるかもしれない。今後そのようなことが多く出ると、工事の調整の仕方を考える必要があるかもしれない。一者応札などの事例について、いろいろ検討しているようだが、引き続き検討していただきたい。</p> <p>②外務本省改修(08)建築工事(随意契約方式)</p> <p>○競争入札であれば落札率が低い場合は低入札の調査をするが、見積もり合わせのときに価格が低かった場合にはどうなるのか。</p> <p>③赤坂迎賓館和風施設拡充設計に係る伝統技術等検討(随意契約方式)</p> <p>○特殊な技術等に関しては、各種のデータベースがあるのではないかと思うが、ゼロから調べるものなのか。</p> <p><u>随意契約の見直しに係る1者応募案件の審議</u></p> <p>④官庁施設の環境保全性能に関する検討業務(簡易公募型プロポーザル方式)</p> <p>○この業務において、CASBEEやLEEDとのかかわりはどうか。また、CASBEEやLEEDの資格についてはどうか。</p>	<p>●元施工業者ではない。 ●そうである。</p> <p>●建築工事にかかる際の最初と、工期末に設備工事は多くなると思うが、ブロック毎に工事が行われていくので、それにあわせて設備工事も行わなければならない、そのために必要な期間である。</p> <p>●随意契約の場合には、調査基準価格は設定しておらず、同様な仕組みとはなっていない。</p> <p>●データベースを調べるのはもちろん、それプラスどういうものがあるか、例えば、この設計については、どういう技能、人、会社が合うのか等についても調べる。</p> <p>●CASBEEやLEEDは無関係ではないものの、この業務はCO2排出やエネルギー消費を特に評価するもので、今後のグリーン庁舎のCO2排出削減の可能性などを検討するための調査である。資格評価において、CASBEEの資格は特段考慮していない。</p>

○業務内容で、データ作成や集計・分析とあり、業務名に「官庁施設」とあるが、官庁営繕部の持っているデータについて調査するという事か。

○「官庁施設」という名称は、過去に官庁営繕部の実績のあるところが受注しやすいという印象を受ける。ネーミングに配慮があるとよい。

⑤公共建築工事標準仕様書等の改定に係る基礎資料作成業務（簡易公募型プロポーザル方式）

○特定結果における資格のところ、管理担当者の配点があるが、この管理担当者とはどのようなことをするのか。

○今回は応募者が1者だが、例えば複数者が応募した場合には管理担当者の配点が大いなので、資格評価表で設定した内容が資格評価として適切なかどうかを考えると大事。

○履行期間は、法令の改正等があるということで、3月までというのは分かるが、開始時期をもう少し早くすることはできないか。特に公共的な業務を請けている団体は、年度末に業務が逼迫する傾向がある。

○履行期間は担当者を専任させるのか。
○評価項目の特定結果で、簡易公募型プロポーザル方式の特定において点数が悪い場合に特定しないということはあるのか。

⑥公共建築改修工事標準仕様書の改定に係る基礎資料作成業務（簡易公募型プロポーザル方式）

○類似業務実績を有するものとして10者以上を確認したということだが、応募する者が1者しかない現状は、競争性を高めることが必要だとして簡易公募型プロポーザル方式を採用している主旨に照らして、今後も考えていく必要がある。

**⑦複数のBEMSから得られるデータの利活用に関する基礎調査業務（簡易公募型プロポーザル方式）
（意見なし）**

●「官庁施設」としたのは、官庁施設に適用可能な技術を調査・評価するという意味である。最新のデータとして、世の中にある新しい技術のデータを使えるよう整理するものである。

●管理担当者は、業務の監理と統括等を担当する。資格については管理担当者、業務担当者それぞれについて評価をする資格を設定している。

●業務自体があまり長いと、その期間中担当者を拘束することになるので、適正な期間を設定している。今回の業務内容に関しては、仕様書改定の準備作業状況を考慮して適正な期間を設定した。また、あまり早い時期に業務が完了してしまうと、その後の法令改正などを補完できないのでこのような履行完了時期となっている。

●工事と違い専任性は求めていない。
●業務の理解度及び取組意欲、業務の実施方針、特定テーマに対する技術提案のいずれかに0点の評価がある場合には特定しないこととしている。

（再苦情処理について）

・今回は無かった旨、国土交通省より報告。